

○医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

（社会医療法人に係る認定の申請）
 第五条の五 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人に係る認定を受けようとする医療法人は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（社会医療法人債等に関する読替え）

第五条の六 法第五十四条の七の規定において社会医療法人が社会医療法人債を発行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿について会社法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|--------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第六百七十七条第一項 | 前条の | 医療法（昭和二十三年法律第二百五号） |

| | | | | | |
|------------------------------------|--|-------------------------|----------------------------------|------------------------|--|
| <p>項 第六百七十七條第四</p> | <p>項 第六百七十七條第三</p> | <p>項 第六百七十七條第二</p> | | | |
| <p>法務省令</p> | <p>電磁的方法</p> | <p>前條第九号</p> | <p>前條の 法務省令</p> | <p>前條各号</p> | <p>会社の商号</p> |
| <p>厚生労働省令</p> | <p>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ）。</p> | <p>医療法第五十四條の三第一項第十号</p> | <p>医療法第五十四條の三第一項の 厚生労働省令</p> | <p>医療法第五十四條の三第一項各号</p> | <p>第五十四條の三第一項の 社会医療法人（医療法第四十二條の二第一項に規定する社会医療法人をいう。）の名称</p> |
| Empty space for additional content | | | | | |

| | | |
|------------|----------------------------------|---|
| 第六百七十八条第一項 | 前条第二項第二号 | 医療法第五十四条の七において準用する前条第二項第二号 |
| 第六百七十八条第二項 | 第六百七十六条第十号 | 医療法第五十四条の三第一項第十一号 |
| 第六百七十九条 | 前二条 | 医療法第五十四条の七において準用する前二条 |
| 第六百八十条第二号 | 前条 | 医療法第五十四条の七において準用する前条 |
| 第六百八十二条第一項 | 無記名社債 社債発行会社 記録された社債原簿記載事項 | 無記名社会医療法人債（医療法第五十四条の四第四号に規定する無記名社会医療法人債をいう。以下同じ。） 社会医療法人債発行法人 記録された社会医療法人債原簿記載事項（医療法第五十四条の四各号に掲げる事項をいう。以下同じ |

| | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|---|
| <p>第六百八十四条第一項</p> | <p>第六百八十三条</p> | | <p>第六百八十二条第三項</p> | <p>第六百八十二条第二項</p> | |
| <p>社債発行会社</p> | <p>社債原簿管理人</p> | <p>法務省令</p> | <p>社債発行会社</p> | <p>社債発行会社</p> | <p>当該社債原簿記載事項 電磁的記録</p> |
| <p>社会医療法人債発行 法人</p> | <p>社会医療法人債原簿 管理人</p> | <p>厚生労働省令</p> | <p>社会医療法人債発行 法人</p> | <p>社会医療法人債発行 法人</p> | <p>当該社会医療法人債 原簿記載事項 電磁的記録（電子的 方式、磁気的方式そ の他人の知覚によつ ては認識することが できない方式で作ら れる記録であつて、 電子計算機による情 報処理の用に供され るものとして厚生労 働省令で定めるもの をいう。以下同じ。</p> |

| | | | |
|---------------------|------------|---------------------------|---|
| | 第六百九十一条第一項 | 社債発行会社 | 債 |
| | 社債原簿記載事項 | 社会医療法人債発行 法人 | |
| 第六百九十一条第二項 | 法務省令 | 社会医療法人債原簿 記載事項 | |
| 第六百九十一条第三項 | 無記名社債 | 厚生労働省令 | |
| 第六百九十三条及び第六百九十四条第一項 | 社債発行会社 | 無記名社会医療法人債 | |
| 第六百九十五条第一項 | 前条第一項各号 | 社会医療法人債発行 法人 | |
| 第六百九十五条第二項 | 社債発行会社 | 医療法第五十四条の七において準用する前条第一項各号 | |
| 第六百九十五条第三項 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行 法人 | |
| 第六百九十六条 | 社債発行会社 | 社債医療法人債発行 法人 | |
| 第六百九十六条 | 法務省令 | 社会医療法人債発行 法人 | |
| 第六百九十六条 | 法務省令 | 厚生労働省令 | |
| 第六百九十六条 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行 法人 | |

| | | |
|------------|--|---|
| 第六百九十七条第一項 | 社債発行会社 | 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |
| 第六百九十八条 | 商号 社債発行会社 | 名称 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |
| 第七百条 | 第六百七十六条第七号 社債発行会社 | 医療法第五十四条の 三第一項第八号 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |
| 第七百一条第二項 | 前条第二項 | 医療法第五十四条の 七において準用する 前条第二項 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |
| 第七百三条 | 法務省令 | 厚生労働省令 |
| 第七百五条第四項 | 社債発行会社 | 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |
| 第七百六条第一項 | 第六百七十六条第八号 再生手続、更生手続 若しくは特別清算に 関する手続 前条第一項 | 医療法第五十四条の 三第一項第九号 若しくは再生手続 医 療 法 第 五 十 四 条 の 七 に お い て 準 用 す る 前 条 第 一 項 |
| 第七百六条第三項 | 社債発行会社 | 社 会 医 療 法 人 債 発 行 法 人 |

| | | |
|----------|--------------------|--|
| 第七百九条第二項 | 第七百六条第四項 | |
| 第七百五条第一項 | 社債発行会社 | 電子公告 |
| 第七百五条第一項 | 社会医療法人債発行 法人 | <p>電子公告（医療法人が定款又は寄附行為に定めるところにより公告（医療法又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならぬものとされているものを除く。）をする方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて厚生労働省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）</p> |
| 第七百五条第一項 | 医療法第五十四条の七において準用する | |

| | | |
|------------|--------------------|--|
| 第七百十條第一項 | この法律 | 医療法若しくは医療法第五十四條の七において準用するこの法律 |
| 第七百十條第二項 | 社債発行会社 法務省令 | 法人 社会医療法人債発行 厚生労働省令 |
| 第七百一十一條第一項 | 社債発行会社 | 法人 社会医療法人債発行 |
| 第七百一十一條第二項 | 第七百二條 | 五 医療法第五十四條の |
| 第七百一十二條 | 第七百十條第二項 社債発行会社 | 医療法第五十四條の七において準用する第七百十條第二項 |
| 第七百一十三條 | 社債発行会社 前條第二項 | 法人 社会医療法人債発行 医療法第五十四條の七において準用する前條第二項 |
| 第七百一十四條第一項 | 社債発行会社 第七百三條各号 | 法人 社会医療法人債発行 医療法第五十四條の七において準用する |

| | | | |
|----------------|------------|--|-----------------------|
| | 第七百三十一條第三項 | 第七百三十一條第三項 医療法第五十四條の七において準用する第七百三十一條第三項 | |
| 第七百十四條第二項及び第四項 | 社債発行会社 | 前条 医療法第五十四條の七において準用する前条 | 社債発行会社 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百十七條第二項 | 次条第三項 | 次条第三項 医療法第五十四條の七において準用する次条第三項 | 次条第三項 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百十八條第一項及び第二項 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行法人 | 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百十八條第四項 | 無記名社債 | 無記名社会医療法人債 | 無記名社会医療法人債 |
| | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行法人 | 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百十九條第四号 | 法務省令 | 厚生労働省令 | 厚生労働省令 |
| 第七百二十條第一項 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行法人 | 社会医療法人債発行法人 |

| | | |
|------------|---------------------|--|
| 第七百二十条第三項 | 前条各号 | 医療法第五十四条の七において準用する前条各号 |
| 第七百二十条第四項 | 社債発行会社 前条各号 | 社会医療法人債発行法人 医療法第五十四条の七において準用する前条各号 |
| 第七百二十条第五項 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百二十一条第一項 | 前条第一項 法務省令 | 医療法第五十四条の七において準用する前条第一項 厚生労働省令 |
| 第七百二十一条第二項 | 社債権者集会参考書類 前条第二項 | 社会医療法人債権者集会参考書類 医療法第五十四条の七において準用する前条第二項 |
| 第七百二十一条第二項 | 社債権者集会参考書類 | 社会医療法人債権者集会参考書類 |

| | | |
|------------|------------|------------------------------|
| 第七百二十一条第三項 | 前条第四項 | 医療法第五十四条の七において準用する前条第四項 |
| 第七百二十一条第四項 | 社債権者集会参考書類 | 社会医療法人債権者集会参考書類 |
| 第七百二十二条 | 第七百十九条第三号 | 医療法第五十四条の七において準用する第七百十九条第三号 |
| 第七百二十三條第二項 | 社債発行会社 | 社会医療法人債発行法人 |
| 第七百二十三條第三項 | 無記名社債 | 無記名社会医療法人債 |
| 第七百二十四條第二項 | 第七百六条第一項各号 | 医療法第五十四条の七において準用する第七百六条第一項各号 |
| | 法務省令 | 厚生労働省令 |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| | <p>第七百六条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百六条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条</p> |
| <p>第七百二十四条第三項</p> | <p>第七百十九条第二号</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百十九条第二号</p> |
| <p>第七百二十五条第四項</p> | <p>第七百二十条第二項</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百二十条第二項</p> |
| <p>第七百二十六条第二項及び第七百二十七条第一項</p> | <p>法務省令</p> | <p>厚生労働省令</p> |
| <p>第七百二十七条第二項</p> | <p>第七百二十条第二項</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百二十条第二項</p> |
| <p>第七百二十九条第一項</p> | <p>社債発行会社</p> | <p>社会医療法人債発行法人</p> |
| <p>第七百二十九条第二項</p> | <p>社債発行会社</p> | <p>社会医療法人債発行</p> |
| | <p>第七百七条</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百七条</p> |

| | | |
|------------|--|--|
| 第七百三十六条第二項 | 第七百十八条第二項 | 医療法第五十四条の七において準用する第七百十八条第二項 |
| 第七百三十六条第三項 | 代表社債権者 | 代表社会医療法人債権者 |
| 第七百三十七条第一項 | 代表社債権者 | 代表社会医療法人債権者 |
| 第七百三十七条第二項 | 第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条 | 医療法第五十四条の七において準用する第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条 |
| 第七百三十八条 | 代表社債権者 | 代表社会医療法人債権者 |
| 第七百三十九条 | 社債発行会社 | 代表社会医療法人債権者 |
| 第七百四十条第一項 | 第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条（第七百八十一条第二項に | 医療法第五十九条第一項 |

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 第七百四十条第三項 | 第七百四十条第二項 | |
| | 社債発行会社 | <p>第七百二条</p> <p>において準用する場合を含む。）、第七百八十九条（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第七百九十九条（第八百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）</p> |
| 医療法第五十九条第一項 | 社会医療法人債発行法人 | <p>五 医療法第五十四条の</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>この項において同じ。)、第七百八十九条第 二項(第七百九十三条 第二項において準用す る場合を含む。以下こ の項において同じ。) 、第七百九十九条第二 項(第八百二条第二項 において準用する場合 を含む。以下この項に おいて同じ。)及び第 八百十条第二項(第八 百十三条第二項におい て準用する場合を含む)。以下この項において 同じ。)</p> | <p>同項中「判明してい る債権者」とあるの は「判明している債 権者(社会医療法人 債管理者がある場合 にあつては、当該社 会医療法人債管理者</p> |
| | | |

| | | | |
|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| <p>項 第七百四十一条第三</p> | <p>項 第七百四十一条第二</p> | <p>項 第七百四十一条第一</p> | |
| <p>代表社債権者</p> | <p>代表社債権者</p> | <p>社債発行会社</p> | <p>代表社債権者</p> |
| <p>権者 代表社会医療法人債</p> | <p>権者 代表社会医療法人債</p> | <p>法人 社会医療法人債発行</p> | <p>権者 代表社会医療法人債</p> |
| <p>(社債管理者がある場合) 合にあつては、当該社債管理者を含む。) 「と、第七百八十九条第二項及び第八十条第二項中「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができないものに限る。)」とあるのは「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができないものに限る。)」とあるものに限り、社債管理者がある場合にあつては当該社債管理者</p> | | | |

| | | |
|-------------------|------------------------------|---|
| <p>第七百四十二条第一項</p> | <p>第七百四十二条第一項 社債発行会社</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百五十五条第一項（医療法第五十四条の七において準用する第七百三十七条第二項）</p> |
| <p>第七百四十二条第二項</p> | <p>第七百三十二条 社債発行会社</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百三十二条 社会医療法人債発行法人</p> |
| <p>第八百六十五条第三項</p> | <p>代表社債権者 第七百三十七条第二項</p> | <p>代表社会医療法人債権者 医療法第五十四条の七において準用する第七百三十七条第二項</p> |

| | | | |
|-------------------|---|---|--|
| <p>第八百六十五条第四項</p> | <p>会社法第八百六十五条第一項</p> | <p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の七において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百六十五条第一項</p> | |
| <p>第八百六十六条</p> | <p>社債権者</p> | <p>社会医療法人債権者</p> | |
| <p>第八百六十七条</p> | <p>前条第一項又は第三項</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する前条第一項又は第三項</p> | |
| <p>第八百六十八条第三項</p> | <p>第八百六十五条第一項又は第三項</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する第八百六十五条第一項又は第三項</p> | |
| <p>本店</p> | <p>第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百一十一条第三項、第七百一十三条第三項、第七百一十四条第一項及び第三項、第七百一十一条第三項、第七百一十三条第三項、第七百一</p> | <p>主たる事務所</p> | |
| | | <p>医療法第五十四条の七において準用する第七百五十五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百一十一条第三項、第七百一十三条第三項、第七百一</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | 第八百六十九条 | 第八百七十条 |
| <p>十二条、第七百四十条 第一項並びに第七百四 十一条第一項</p> <p>本店</p> | <p>この法律</p> <p>この法律の規定（第二 編第九章第二節を除く ）</p> | <p>当該各号に定める者（ 第四号及び第六号にあ っては、申立人を除く ）</p> <p>第七百三十二条</p> <p>第七百四十条第一項</p> |
| <p>四条第一項及び第三 項、第七百十八条第 三項、第七百三十二 条、第七百四十条第 一項並びに第七百四 十一条第一項</p> <p>主たる事務所</p> | <p>医療法第五十四条の 七において準用する この法律</p> <p>医療法第五十四条の 七において準用する この法律の規定</p> | <p>当該各号に定める者</p> <p>医療法第五十四条の 七において準用する 第七百三十二条</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | 第八百七十一条 | 第八百七十二条 |
| 第七百四十一条第一項 | この法律 | 第八百七十条各号 |
| 第七百四十条第一項 医療法第五十四条の七において準用する第七百四十一条第一項 | この法律 医療法第五十四条の七において準用する第八百七十四条第一号及び第四号 | 医療法第五十四条の七において準用する第八百七十条第三号及び第十号から第十二号まで |
| | | 定める者（同条第二号、第五号及び第七号に掲げる裁判にあつては当該各号に定める者） |

| | | | | | |
|----------------|-----------|--|-------------------|---|---|
| <p>第八百七十三条</p> | <p>前条</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する前条（第四号に係る部分に限る。）</p> <p>医療法第五十四条の七において準用する第八百七十条第三号</p> | <p>第八百七十四条第一号</p> | <p>第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第</p> | <p>社会医療法人債管理者の特別代理人又は医療法第五十四条の七において準用する第七百七十四条第三項</p> |
|----------------|-----------|--|-------------------|---|---|

| | | | |
|------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| <p>第八百七十四条第四 引</p> | <p>この法律 第八百七十条第一号及 び第十二号</p> | <p>医療法第五十四条の 七において準用する この法律</p> | <p>八百二十二条第三項に おいて準用する場合を 含む。)若しくは第六 百六十二条第一項の鑑 定人、第五百八条第二 項(第八百二十二条第 三項において準用する 場合を含む。)若しく は第六百七十二条第三 項の帳簿資料の保存を する者、社債管理者の 特別代理人又は第七百 十四条第三項</p> |
| <p>第八百七十五条及び 第八百七十六条</p> | <p>この法律</p> | <p>医療法第五十四条の 七において準用する この法律</p> | |

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第五条の七 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（準用会社法（法第五十四条の七において準用する会社法をいう。以下この条及び次条において同じ。）第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

- 一 準用会社法第六百七十七条第三項
- 二 準用会社法第七百二十一條第四項
- 三 準用会社法第七百二十五條第三項
- 四 準用会社法第七百二十七條第一項
- 五 準用会社法第七百三十九條第二項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第五条の八 準用会社法第七百二十條第二項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又

は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社会医療法人債に関する法令の適用)

第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。)、及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、信託法(大正十一年法律第六十二号)、信託業法(平成十六年法律第五百五十四号)及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件(大正十一年勅令第五百十九号)並びに社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債権、社会医療法人債管理者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。

この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | |
|------------|-------------|------------|
| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 担保付社債信託法 | 会社法(平成十七年法律 | 医療法(昭和二十三年 |

| | | |
|------------------------------------|---------------------|--|
| <p>(以下この表において「担保法」という。) 第二条第三項</p> | <p>第八十六号) 第七百二条</p> | <p>法律第二百五号) 第五十四条の五</p> |
| <p>担保法第四条</p> | | <p>一 動産質 二 証書アル債権質 三 不動産抵当 四 自動車抵当 五 前各号ニ掲グルモノノ外社会医療法人債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ厚生労働省令ニ定ムル物上担保</p> |
| | | |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | <p>十五 前各号ニ掲グルモノノ外社債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ内閣府令・法務省令ニ定ムル物上担保</p> | |
| <p>担信法第十九条第一項第十号</p> | <p>会社法第六百九十八条</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条</p> |
| <p>担信法第十九条第一項第十一号</p> | <p>会社法第七百六条第一項第二号</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号</p> |
| <p>担信法第二十四条第一項</p> | <p>会社法第六百七十七条第一項各号</p> | <p>医療法第五十四条の七において準用する会社法第六百七十七条第一項各号</p> |
| <p>担信法第二十六条</p> | <p>会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）</p> | <p>医療法第五十四条の四</p> |
| <p>担信法第二十八条</p> | <p>会社法第六百八十一条各号</p> | <p>医療法第五十四条の四各号</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>担信法第三十一条</p> | <p>会社法第七百十七條第二項、第七百十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第三項</p> | <p>医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百十七條第二項、第七百十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第二項</p> |
| <p>担信法第三十二条</p> | <p>会社法第七百二十四條第一項</p> | <p>医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百二十四條第一項</p> |
| <p>担信法第三十三条第一項</p> | <p>会社法第七百三十一條第一項</p> | <p>医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百三十一條第一項</p> |
| <p>担信法第三十四条第一項</p> | <p>会社法第七百三十七條第一項</p> | <p>医療法第五十四條の七において準用する会社法第七百三十七條第一項</p> |
| <p>担信法第三十四条</p> | <p>会社法第七百三十六條第一項</p> | <p>医療法第五十四條の七</p> |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 第二項 | 一項 | において準用する会社 法第七百三十六条第一 項 |
| 担信法第八十三条 第一項 | 付与セラレタル執行力ア ル正本ニ基キ担保物ニ付 強制執行ヲ為シ担保権ノ 実行ノ申立ヲ為シ又ハ企 業担保権ノ実行ノ申立ヲ 為スコトヲ得 | 付与セラレタル執行力 アル正本ニ基キ担保物 ニ付強制執行ヲ為シ又 ハ担保権ノ実行ノ申立 ヲ為スコトヲ得 |
| 担信法第八十九条 第二項 | 会社法第七百七条 | 医療法第五十四条の七 ニ於テ準用スル会社法 第七百七条 |
| 担信法第九十一条 第一項 | 会社法第七百四十一条第 一項 | 医療法第五十四条の七 ニ於テ準用スル会社法 第七百四十一条第一項 |
| 担信法第九十一条 第三項 | 会社法第七百四十一条第 三項 | 医療法第五十四条の七 ニ於テ準用スル会社法 第七百四十一条第三項 |
| 担信法第九十二条 第一項 | 会社法第七百四十一条第 一項 | 医療法第五十四条の七 ニ於テ準用スル会社法 第七百四十一条第一項 |
| 担信法第九十二条 第三項 | 会社法第七百四十一条第 三項 | 医療法第五十四条の七 ニ於テ準用スル会社法 第七百四十一条第三項 |

| | | |
|---|--|---|
| 社債等登録法施行 令第二十一条第一 号及び第三十七条 第一項 | 商号 | 名称 |
| 社債等登録法施行 令第六十二条第一 項 | 会社法（平成十七年法律 第八十六号）第七十八 条第四項及第七百二十三 条第三項 | 医療法（昭和二十三年 法律第二百五号）第五 十四条の七ニ於テ準用 スル会社法（平成十七 年法律第八十六号）第 七百十八条第四項及第 七百二十三条第三項 |

（行政処分に関する通知）

第五条の十

（医療法人台帳等）

第五条の十一

（登記の届出）

第五条の十二

（役員の変更の届出）

第五条の十三

（書類の保存期間）

第五条の十四

（行政処分に関する通知）

第五条の五

（医療法人台帳等）

第五条の六

（登記の届出）

第五条の七

（役員の変更の届出）

第五条の八

（書類の保存期間）

第五条の九

(削る)

(読替規定)

第五条の十 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る前三条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(広告することができる診療科名)

(削る)

第五条の十一 法第七十条第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

- 一 医業については、内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科
- 二 歯科医業については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科
- 2 前項第一号に掲げる診療科名のうち、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる診療科名に代えることができる。
 - 一 神経科 神経内科
 - 二 消化器科 胃腸科
 - 三 皮膚泌尿器科 皮膚科又は泌尿器科
 - 四 産婦人科 産科又は婦人科

(読替規定)

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第二項」とあるのは「法第六十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第二項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、前二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

(都道府県医療審議会)

第五条の十六 (略)

第五条の十七 (略)

第五条の十八 (略)

第五条の十九 (略)

第五条の二十 (略)

第五条の二十一 (略)

2 4 (略)

(都道府県医療審議会)

第五条の十二 (略)

第五条の十三 (略)

第五条の十四 (略)

第五条の十五 (略)

第五条の十六 (略)

第五条の十七 (略)

2 4 (略)

| | |
|---|---|
| <p>5 第五条の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。</p> <p>第五条の二十二 第五条の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五条の二十三 (略)</p> | <p>5 第五条の十四第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。</p> <p>第五条の十八 第五条の十二から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第五条の十九 (略)</p> |
|---|---|